運用費															
施設保全費															
共通費															
管理費															
試験研究費及び研究費償却															
減価償却費															
固定資産除却費															
うち除却損															
通信設備使用料															
租税公課															
合計															

（単位　％）

直課															
活動基準帰属															
配賦															

〔注　略〕

〔**様式第４の２**　略〕

別表第三〔第６条・第10条〕

接続会計報告書

〔略〕

会社名

代表者の役職氏名

本店の所在の場所

電話番号

連絡者

接続会計報告書の公表を行うウェブサイトのアドレス

〔略〕

運用費															
施設保全費															
共通費															
管理費															
試験研究費及び研究費償却															
減価償却費															
固定資産除却費															
うち除却損															
通信設備使用料															
租税公課															
合計															

（単位　％）

直課															
活動基準帰属															
配賦															

〔注　同左〕

〔**様式第４の２**　同左〕

別表第三〔第６条・第10条〕

接続会計報告書

〔同左〕

会社名

代表者の役職氏名

本店の所在の場所

電話番号

連絡者

接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所

名称　所在地

〔同左〕

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第三条　第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。